

伊豆の国物産館販売委託品取扱規定

＜令和3年10月29日制定＞

【伊豆の国物産館の概要】

(1) 運 営 伊豆の国物産館の運営は伊豆の国市商工会が行う。

(2) 所在地 〒410-2123 静岡県伊豆の国市四日町772（葦山時代劇場内）

（規定の目的）

第1条 この規定は、「義時ゆかりの圈・伊豆の国」の魅力発信に協力頂ける事業所が、「義時ゆかりの圈・伊豆の国」の魅力発信に寄与する物品を伊豆の国物産館（以下「物産館」という。）にて販売し、物産館の円滑な運営と委託販売品の適正な運用を図ることを目的とする。

（納入業者の条件）

第2条 物産館へ販売を委託できる者（納入業者）は、本規定に賛同する者に限る。

（委託販売品）

第3条 「義時ゆかりの圈・伊豆の国」の魅力発信に寄与する物品

（委託手数料）

第4条 下記特例①②以外の者は、原則35%とする。ただし下記の特例①に該当する企業は25%とする。

特例①：伊豆の国ブランドの認定等を受けた企業。

特例②：大仁まごころ市場の会員は大仁まごころ市場との卸し掛け率を採用する。

＜手数料の計算例＞ 納入業者（手数料35%の企業）が売価100円（税込）に設定した場合
委託販売手数料＝販売価格（税込）×手数料＝100円×35%＝35円。

（精算）

第5条 委託販売品の代金精算は、毎月末に締め、翌月末（該当日が祝祭日の場合はその前日に振り込むこととする。）に指定金融機関（原則として伊豆の国農協）の口座、やむを得ない場合は伊豆の国市内に支店が所在する金融機関（静岡銀行、三島信用金庫、スルガ銀行）に振込みとするが、物産館の都合により変更することができる。

2 委託販売品精算事務については、下記に基づき処理する。

(1) 委託登録番号により月毎に納入業者別売上代金を集計する。

(2) 納入業者の売上代金はレジを通過したものとする。

(3) バーコードシールが貼がれたもの、貼りつけのないものは納入業者の売上代金にならない。

(4) 納入業者の売上代金より第4条に基づく手数料及び代金の振込手数料を徴収する。

(5) 納入業者よりバーコードシール代を徴収する。(農産品ラベル1枚1円、加工品ラベル1枚2円)を発行時でカウントし徴収する。

(6) 売上代金より上記(4)の手数料を差し引いた金額を納入業者の口座に振込む。

(価格設定)

第6条 納入業者は商品の保全管理に留意し、各自の自主的な価格設定を行うものとする。

(販売場所)

第7条 委託販売品の陳列場所は、物産館で指定する場所とする。

(委託品陳列)

第8条 委託販売品には、氏名・価格を印字したバーコードシールを見やすい位置に貼り、納入業者が指定の位置に陳列をする。

2 先に陳列してある委託販売品への割込み、下敷き等は禁止。

3 原則的に委託販売品の品質等の検査は行わない。

4 加工品には食品表示の為のバーコードシールを貼る。自社にて食品表示のシールを貼り納品する場合はこの限りではない。

(営業日等)

第9条 物産館の定休日及び搬入、販売時間は次のとおりとする。但し、必要があると認められるときは、これを変更することができる。

(1) 定休日 毎週水曜日(祝日の場合は開館、祝日直後の平日)予定

(2) 販売時間 午前9時00分～午後5時00分

(3) 販売期間 2022年1月15日(土)～2023年1月15日(日)

(売れ残り品)

第10条 物産館は委託販売品の全量完全販売に努める。しかし、販売残品となった商品は納入業者が速やかに引き取る。

2 新鮮度が著しく劣化した商品は市場の判断で陳列より撤去する。

3 農産物以外の委託販売品で、数日の陳列においても販売出来ない物、又は品質保持期間を経過したものは、納入業者の責任において速やかに引き取る。

4 引き取りに応じない者に対しては第10条5項を適用し納入業者に反省を促すか、若しくは11条(6)を適用する。

5 前項に定められた事項を納入業者が守らなかった場合、物産館は残品を強制的に処分し、納入業者に処分手数料を請求する。

(委託販売品管理)

第11条 物産館は、物産館と販売品の信頼性の保持に努める為、委託販売品について次の事項を定める。

- (1) 責任
 - ① 全ての委託販売品については、納入業者自らが責任を負う。
 - ② 委託販売品の陳列中の損傷、盗難についての責任は負わない。
- (2) 搬入制限
 - ① 時期（季節野菜等）により委託販売品に1人当たりの搬入制限を設ける場合がある。
 - ② 物産館の方針にそぐわない納入業者の搬入は受け付けない。
 - ③ 委託販売品の形状により搬入品の制限を設ける。
- (3) 価格指導 物産館の方針にそぐわない価格設定品については、納入業者に対し販売価格の修正を求める。
- (4) 搬入拒否
 - ① 委託販売品に、傷み、腐敗、劣化、安全性の懸念（農薬汚染、有害物質）等がみられる物についての搬入は受け付けない。
 - ② 委託販売品が仕入品として発覚した場合、その商品も前記と同様とする。
- (5) 引き取り 農産物以外の委託販売品の売れ残り品については、数日をもって納入業者が速やかに引き取る。
- (6) 契約解除 前各号の規定を遵守しない納入業者については、委託契約を解除する。
- (7) 販売価格 値引きはしない。
- (8) 商品選定 委託販売の申込のあった商品は、専門家の意見を伺い商工会にて選定を行い、後日出品の可否を返信する。
- (9) 商品見直し 委託商品は概ね3ヶ月ごと、あるいは季節ごとの見直しを行い、販売効果の上がない商品については、辞退いただく場合もある。

2 第11条2号以降の措置は物産館の総括責任者をして講ずる。

（その他の規定）

第12条 この規定のほか、委託販売品の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

食 品 等 関 係 法

- (1) 食品衛生法
- (2) 農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法
- (4) 容器包装リサイクル法
- (5) 製造物責任法（PL法）